

紙數表紙ヲ除キ何枚

東京區裁判所監督判事氏名[職印]

第一號(戸一五二)

神田區莫士代町一町目五番地戸主
平民無職業
妻 善子 川上音吉
明治九年八月七日生
明治拾貳年參月四日生

淺草區左衛門町六十五番地戸主酒問
ヘキサノ戸主 上山卓一
明治元年貳月參日生

右廢家明治參拾五年貳月五日届出同日受附(④)

第二號(戸一五三)

淺草區左衛門町河岸第六號地戸主無職業
絶家ノ最終ノ戸主 岡田三平
一家創立者 岡田三平
天保參年六月四日生

右三平家督相續人ナキニ因リ明治參拾壹年九月六日絶家
明治九年八月八日届出同日受附(④)

附錄第一號ノ十七

本籍人 明治何年
身分登記簿

分家及ヒ廢絶家再興之部

東京市芝區戸籍役場

附錄第一號ノ十八

本籍人 明治何年
身分登記簿
國籍得喪之部

東京市麹町區戸籍役場

附錄第一號ノ十九

本籍人身分登記簿養子綠組之部第二十號參看
第二號欄外登記例

本籍人身分登記簿私生子認知之部第四號參看
第二號欄外登記例

右アキ佛國人アンリー、ベルナールト婚姻ヲ爲スニ因リ國籍喪失
右國籍喪失明治參拾貳年九月五日届出同日受附(④)

第一號(戸一五七)

紙數表紙ヲ除キ何枚

東京區裁判所監督判事氏名[職印]

第一號(戸一五七)

井口冷水
千八百五拾八年九月
貳拾六日生
千八百六拾壹年五月
麥拾日生

右ヘミー婚姻ニ因リ國籍ヲ取得ス

婚姻證書ノ勝本明治參拾壹年拾貳月貳拾日外務大臣甲野乙郎發送同日受附(④)

第二號(戸一五七)

寺山太郎
明治元年七月六日生
千八百八拾九年九月九日生

東京市牛込區戸籍役場

紙數表紙ヲ除キ何枚

右養子綠組ニ因リ國籍ヲ取得ス

右養子綠組明治參拾貳年六月七日届出同日受附(④)

第三號(戸一五八)

鶴町區鶴町九町目五番地戸主平民茶商
認知三因リ國籍
取扱シタル者 クルツ

神奈川縣横濱市伊勢町二町目一番地戸主
本家戸主 無職業
芝區明舟町三十五番地戸主平民牛肉販賣業
分家戸主 市兵衛弟 中戸市三平
右母 明治拾年參月貳日生
市三妻 ハナ
右父神奈川縣橫濱市伊勢町二町目一番地平商松下高尼
右母亡
明治拾年五月四日生

第一號(戸一五四)

牛込區矢來町六番地戸主平民湯屋營業
山本又吉
明治六年八月九日生

紙數表紙ヲ除キ何枚

東京區裁判所監督判事氏名[職印]

第一號(戸一五四)

神奈川縣橫濱市伊勢町二町目一番地戸主
中戸市兵衛
中戸市兵衛弟 中戸市三平
右母 明治拾年參月貳日生
市三妻 ハナ
右父神奈川縣橫濱市伊勢町二町目一番地平商松下高尼
右母亡
明治拾年五月四日生

右分家明治參拾貳年壹月六日届出同日受附(④)

附錄第一號ノ二十

本籍人 明治何年
身分登記簿
國籍得喪之部

東京市麹町區戸籍役場

附錄第一號ノ二十一

本籍人身分登記簿養子綠組之部第二十號參看
第二號欄外登記例

本籍人身分登記簿私生子認知之部第四號參看
第二號欄外登記例

右アキ佛國人アンリー、ベルナールト婚姻ヲ爲スニ因リ國籍喪失
右國籍喪失明治參拾貳年九月六日届出同日受附(④)

第一號(戸一六四)

牛込區矢來町六番地戸主平民湯屋營業
山本又吉
明治六年八月九日生

東京區裁判所監督判事氏名[職印]

七十二 明治參拾壹年八月拾五日葬族ニ列セラ同月拾七日届出同日受附
 七十三 明治參拾壹年八月貳拾日士族ノ稱返上同月貳拾參日届出同日受
 附(印)

七十四 明治參拾壹年八月貳拾八日處刑ニ因リ族稱ヲ失フ同日戌亥地方裁
 判所報告九月參日受附(印)

登記ノ變更

七十五 明治參拾壹年九月六日ノ裁判ニ依リ同月貳拾日出生ノ時ニ關スル
 登記變更申請同日受附(印)

七十六 明治參拾壹年拾壹月貳拾參日ノ裁判ニ依リ同月參拾日甲一ト戸主
 トノ續柄ニ關スル登記變更申請同日受附(印)

登記ノ變更

七十七 明治參拾壹年七月貳拾日子丑縣寅卯郡辰巳町五番地ヨリ轉籍届出
 同日受附入籍(印)

七十八 明治參拾壹年七月貳拾日午未市申酉町七番地へ轉籍届出同日申酉
 町戸籍更丙野丙郎受附同月貳拾壹日届書及入籍通知書發送同月貳拾五
 日受附除籍(印)

七十九 明治參拾壹年七月貳拾日本籍地變更届出同日受附(印)
 就新除籍

八十 明治參拾壹年八月壹日就籍ノ裁判確定同月五日届出同日受附就籍(印)

八十一 明治參拾壹年九月五日除籍ノ裁判確定同月七日届出同日受附除
 籍(印)

附錄第四號

請求書

明治何年本籍人身分登記簿
 何々之部紙數何枚

明治何年非本籍人身分登記簿
 何々之部紙數何枚

右契印請求候也

明治三十三年	樣式										
第一 死亡診斷書・死體檢案書											
死亡診斷書(死體檢案書)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">一 氏名</td> <td style="width: 33%;">二 男女・別</td> <td style="width: 33%;">三 出生ノ年月日</td> </tr> <tr> <td>四 職業</td> <td>五 病死・自殺・他死・撲死・中毒・ノ別</td> <td>六 病名(在テハ死ノ手段・自殺以外ノ死ノ原因ノ種類)</td> </tr> <tr> <td>七 發病ノ年月日(在テハ死ノ之ヲ除ク)</td> <td>八 死亡ノ年月日時</td> <td>九 死亡ノ場所 右證明(検案)候也</td> </tr> </table>			一 氏名	二 男女・別	三 出生ノ年月日	四 職業	五 病死・自殺・他死・撲死・中毒・ノ別	六 病名(在テハ死ノ手段・自殺以外ノ死ノ原因ノ種類)	七 發病ノ年月日(在テハ死ノ之ヲ除ク)	八 死亡ノ年月日時	九 死亡ノ場所 右證明(検案)候也
一 氏名	二 男女・別	三 出生ノ年月日									
四 職業	五 病死・自殺・他死・撲死・中毒・ノ別	六 病名(在テハ死ノ手段・自殺以外ノ死ノ原因ノ種類)									
七 發病ノ年月日(在テハ死ノ之ヲ除ク)	八 死亡ノ年月日時	九 死亡ノ場所 右證明(検案)候也									
年 月 日											
住所											
醫師 何 某印											
記載方											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">一 戶籍上ノ氏名ヲ記スヘシ自殺者變死者等ニ在テ若シ氏名明カナラサ ルトキハ不詳ト記スヘシ</td> <td style="width: 33%;">二 經久ノ死體ニシテ男女ノ區別明瞭ナラサルトキハ不詳ト記スヘシ</td> <td style="width: 33%;">三 自殺者變死者等ニシテ出生ノ年月日明瞭ナラサルトキハ推定年齢何 歳ト記シ若シ推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ</td> </tr> <tr> <td>四 死亡者家計ノ主働者ナル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ノミヲ記シ、死亡者若 シ幼者老者婦女等ニシテ一定ノ職業ナキ場合ニ於テハ家計ノ主ナル職業 ヲ記シ死亡者ノ職業無シト記スヘシ又死亡者一定ノ職業アルモ他ニ家計ノ 主働者アル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ト家計ノ主ナル職業トヲ併記スヘシ</td> <td>總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラスシテ何商又ハ何工等成 ルヘク細密ニ記スヘシ</td> <td>自殺者變死者等ニ在テ其職業明カナラサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ</td> </tr> <tr> <td>五 病死ナルヤ自殺ナルヤ若クヘ自殺以外ノ變死ナルヤ中毒ナルヤ別 ヲ記スヘシ</td> <td>六 病死ノ場合ニ於テハ其死因トナリタル病名ノ外何等ノ事項ヲモ記スヘカラズ 同時ニ二種以上ノ疾病ニ侵サレ死亡シタル者ニシテ一ノ原病アリテ</td> <td></td> </tr> </table>			一 戶籍上ノ氏名ヲ記スヘシ自殺者變死者等ニ在テ若シ氏名明カナラサ ルトキハ不詳ト記スヘシ	二 經久ノ死體ニシテ男女ノ區別明瞭ナラサルトキハ不詳ト記スヘシ	三 自殺者變死者等ニシテ出生ノ年月日明瞭ナラサルトキハ推定年齢何 歳ト記シ若シ推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ	四 死亡者家計ノ主働者ナル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ノミヲ記シ、死亡者若 シ幼者老者婦女等ニシテ一定ノ職業ナキ場合ニ於テハ家計ノ主ナル職業 ヲ記シ死亡者ノ職業無シト記スヘシ又死亡者一定ノ職業アルモ他ニ家計ノ 主働者アル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ト家計ノ主ナル職業トヲ併記スヘシ	總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラスシテ何商又ハ何工等成 ルヘク細密ニ記スヘシ	自殺者變死者等ニ在テ其職業明カナラサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ	五 病死ナルヤ自殺ナルヤ若クヘ自殺以外ノ變死ナルヤ中毒ナルヤ別 ヲ記スヘシ	六 病死ノ場合ニ於テハ其死因トナリタル病名ノ外何等ノ事項ヲモ記スヘカラズ 同時ニ二種以上ノ疾病ニ侵サレ死亡シタル者ニシテ一ノ原病アリテ	
一 戶籍上ノ氏名ヲ記スヘシ自殺者變死者等ニ在テ若シ氏名明カナラサ ルトキハ不詳ト記スヘシ	二 經久ノ死體ニシテ男女ノ區別明瞭ナラサルトキハ不詳ト記スヘシ	三 自殺者變死者等ニシテ出生ノ年月日明瞭ナラサルトキハ推定年齢何 歳ト記シ若シ推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ									
四 死亡者家計ノ主働者ナル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ノミヲ記シ、死亡者若 シ幼者老者婦女等ニシテ一定ノ職業ナキ場合ニ於テハ家計ノ主ナル職業 ヲ記シ死亡者ノ職業無シト記スヘシ又死亡者一定ノ職業アルモ他ニ家計ノ 主働者アル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ト家計ノ主ナル職業トヲ併記スヘシ	總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラスシテ何商又ハ何工等成 ルヘク細密ニ記スヘシ	自殺者變死者等ニ在テ其職業明カナラサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ									
五 病死ナルヤ自殺ナルヤ若クヘ自殺以外ノ變死ナルヤ中毒ナルヤ別 ヲ記スヘシ	六 病死ノ場合ニ於テハ其死因トナリタル病名ノ外何等ノ事項ヲモ記スヘカラズ 同時ニ二種以上ノ疾病ニ侵サレ死亡シタル者ニシテ一ノ原病アリテ										
本令ハ明治三十四年一月一日ヨリ施行ス											
● 内務省訓令第二十八號 十月九日 (官報)											
廳府縣											
本年九當省令第四十一號ヲ以テ規定シタル醫師ノ作爲スヘキ死亡診斷書・死 體檢案書及醫師ハ産婆ノ作爲スヘキ死產證書・死胎檢案書ノ様式並ニ其記 載方ハ左ノ各項ニ準據セシメラバヘシ											

右謄(抄)本ハ身分登記(戸籍)ノ原本ト相違ナキコトヲ認證ス
 明治年月日

何區裁判所(監督)到事氏名殿

何市町村戸籍吏氏名 [印]

附錄第五號

右謄(抄)本ハ身分登記(戸籍)ノ原本ト相違ナキコトヲ認證ス
 明治年月日

何市町村戸籍吏氏名 [印]

附錄第六號

右明治何年何月何日受理シタルコトヲ證明ス
 明治年月日

何々居 何道

附錄第七號

右氏名ハ本職ニ對シ來ル何月何日迄ニ何々ノ届出又ハ申請ヲ爲スヘキコ
トヲ催告ス

右氏名ハ本職ニ對シ來ル何月何日迄ニ何々ノ届出又ハ申請ヲ爲スヘキコ
トヲ催告ス

明治年月日

正副二冊

正副二冊

何市町村戸籍吏氏名 [印]

附錄第八號

第二催告狀

届出又ハ申請義務者 氏 名

本籍地又ハ住所、居所

本籍地又ハ住所、居所

明治年月日

何市町村戸籍吏氏名 [印]

附錄第九號

他ハ繼發病若クハ胎後病ナルトキハ其原病名ノミヲ記シ又各種獨立

ノ疾病ナルトキハ主トシテ死亡ノ原因トナリタル病名ノミヲ記スヘシ若シ以上ノ區別ヲ爲シ能ハサルトキハ各種ノ病名ヲ併記スヘシ

全ク死因タル病名ヲ診定シ能ハサルトキハ不詳ト記スヘシ

自殺者ニ在テハ其自殺ノ手段例之ハ縊死、刃傷、入水等ノ別ヲ記スヘシ

自殺以外ノ變死者及中毒者ニ在テハ其種類例之ハ溺死、壓死、燒死、他殺、河豚中毒、アルコール中毒等ノ別ヲ記スヘシ

病死者ニ在テハ死因トナリタル疾病ノ發病年月日ヲ記スヘシ若シ明瞭ナラサルトキハ推定何年何月何日ト記スヘレ又全ク推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ

八 病死、自殺、變死、中毒ニ拘ハラス死亡ノ年月日時ヲ記スヘシ若シ自殺者、變死者等ニ在テ死亡ノ時明瞭ナラサルトキハ推定セル年月日時ヲ記スヘシ此場合ニハ推定ノ二字ヲ冠セシムルヲ要ス

九 死亡ノ場所ハ郡市區町村大字名及番地(番戸、番屋敷)ヲ記スヘシ若シ自殺者、變死者等ニシテ漂著セル死體ナルトキハ其漂著シタル場所ヲ記スヘシ此場合ニハ共下ニ漂著ト記スルヲ要ス

第二 死產證書、死胎檢案書

様式

死產證書(死胎檢案書)

- 一 父ノ氏名(子姓ノ母ノ氏名)
- 二 母ノ出生ノ年月日(生子ノ母ノ出生年月日)
- 三 父ノ職業(生子ノ母の職業)
- 四 婦娠ノ月數
- 五 分娩ノ年月日時
- 六 分娩ノ場所
- 七 分娩ノ場所
- 八 死胎ノ男女別
- 九 死胎ノ死胎(死胎)

- 一 父ノ氏名(子姓ノ母ノ氏名)
- 二 母ノ出生ノ年月日(生子ノ母の出生年月日)
- 三 父ノ職業(生子ノ母の職業)
- 四 婦娠ノ月數
- 五 分娩ノ年月日時
- 六 分娩ノ場所
- 七 分娩ノ場所
- 八 死胎ノ男女別
- 九 死胎ノ死胎(死胎)

- 一 父ノ氏名(子姓ノ母ノ氏名)
- 二 母ノ出生ノ年月日(生子ノ母の出生年月日)
- 三 父ノ職業(生子ノ母の職業)
- 四 婦娠ノ月數
- 五 分娩ノ年月日時
- 六 分娩ノ場所
- 七 分娩ノ場所
- 八 死胎ノ男女別
- 九 死胎ノ死胎(死胎)

年月日

住所 駐(産院) 何某印

一 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其父ノ氏名ヲ記スヘシ若シ私生子ナルトキハ其母ノ氏名ヲ記スヘシ

二 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其父ノ出生ノ年月日ヲ記スヘシ

三 死胎ノ何タルニ拘ハラス其母ノ出生ノ年月日ヲ記スヘシ

四 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其父ノ職業ヲ記スヘシ若シ私生子ナルトキハ其母ノ職業ヲ記スヘシ

總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラスシテ何商又ハ何工等成ルヘク細密ニ記スヘシ

五 妊娠ノ月數ハ受孕ヨリ分娩ニ至ル妊娠ノ經過ニシテ死胎ハ約四週日ヲ一月ト做シタル第幾月目ニ該當スルカヲ記スヘシ

六 分娩ノ年月日時ヲ記スヘシ若シ明瞭ナラサルトキハ推定シタル年月日時ヲ記スヘシ此場合ニハ推定ノ二字ヲ冠セシムルヲ要ス

七 分娩ノ場所ハ郡市區町村大字名及番地(番戸、番屋敷)ヲ記スヘシ

八 死胎ノ男女孰レニ屬スルカヲ記スヘシ若シ鬼胎等ニ在テ男女ノ區別ヲ爲シ能ハサル場合ニ於テハ其事由ヲ添テ不詳ト記スヘシ

九 死胎ハ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルカ若クハ私生子ナルカノ別ヲ記スヘシ

内閣統計局編纂

維新以後帝國統計材料彙纂

第二輯

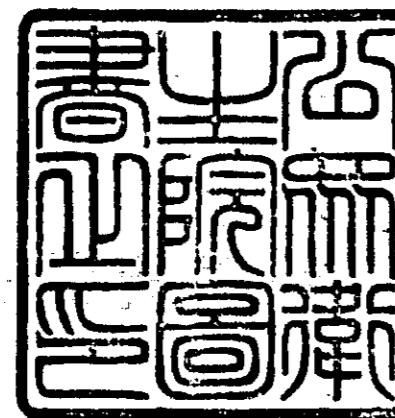
現住人口靜態ニ關スル統計材料

附錄 人口統計材料ニ關スル法規類

大正二年二月刊行

維新以後帝國統計材料彙纂

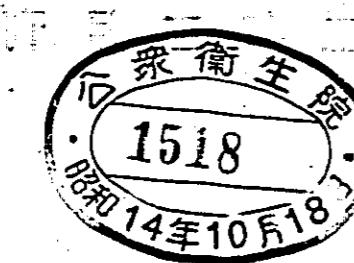
刊行ノ主旨



維新以來各廳刊行ノ統計書類ハ汗充沓ナラス其ノ觀ルヘキモノ亦甚多シ然レトモ未タ能ク各事ニ就キ多年ノ全數ヲ網羅シ參互比較以テ國勢發展ノ蹟ヲ一目ノ下ニ瞭然タラシムルニ足ルモノ鮮ナシ他日執行セラレントスル國勢調査ノ結果ノ如キモ之ヲ既往ノ計數ト比較シ始メテ其ノ用ヲ完ウスヘキモノナルヲ以テ舊來ノ統計ヲ搜輯整頓スルハ今日最も緊要ノ事ニ屬ス本局依テ數年來之カ部門ヲ分チ各般ノ材料ヲ抄集シ其ノ編纂成ルモノ已ニ若干種ニ及ヘリ固ヨリ皆原表ニシテ未タ推敲研究ヲ歷タルモノニアラスト雖先ツ逐次ニ之ヲ刊行シ以テ世ノ本局ト同シク國勢發展ノ蹟ヲ觀察セント欲スル者ノ資料ニ供ス但シ其ノ比例ノ如キハ材料ニヨリ間々之ヲ加フルモノアリト雖概シテ研究ノ結果ト共ニ之ヲ他日ニ期スト云フ

大正元年九月

内閣統計局長 法學博士花房直三郎識



第二輯
緒言

維新以來帝國人口發展ノ狀況研究ノ資料トシテ地方現住人口ニ關スル
材料ノ一部ハ曩ニ明治四十三年ニ於テ明治四十一年末ノ帝國人口靜態統
計ヲ刊行スルニ當リ其ノ附錄第二編トシテ既ニ之ヲ公ニセシカ今又茲ニ
其ノ殘部タル地方現住人口職業ニ關スル材料ヲ刊行ス

抑モ維新以來ノ事蹟ハ獨り政治上ノ更新ニ止マラス社會上ノ一大變革
タリ而シテ各地方人口職業構成ノ變遷ハ實ニ其ノ反映トス我邦未タ國勢
調査ノ執行ナキヲ以テ今日尙其ノ詳細ヲ知ルヲ得スト雖從來中央官衙及
地方官廳ノ調査ニシテ事職業ニ涉ルモノナキニアラス假令其ノ材料完備
セスト雖維新以後社會組織ノ推移就中經濟狀態ノ變遷ヲ人口ノ職業構成
上ヨリ考究セント欲セハ是等ヲ措テ復タ他ニ材料アルコトナシ是レ此ノ
編纂アル所以ナリ

本編ハ分チテ前後二編トナス其ノ材料ノ出所ハ各之ヲ例言中ニ示スカ
如ク前編ハ内務省戸籍局ヨリ明治五年乃至同九年ノ間毎年太政官ニ上申
セル全國縣分戸籍表ニ據ル此ノ書ハ現今内閣記錄課及本局ニ各一部ヲ藏
スル外復タ世間ニ見ルヲ得サルモノトス書中家族ヲ除キ各縣有業者ノ職
業ヲ全國畫一ノ分類ニ依リ表章セルモノアリ本編ノ計數ハ之ニ依リ算出
セルモノナリ後編ハ府縣統計書等ヨリ拔萃セルモノニテ職業名其ノ他表
章法殆ムト一定セス此ノ材料ニ至テハ世間ニ得ヘカラサルモノニアラス
ト雖二千有餘冊ノ出版物中ニ散見セルモノナルヲ以テ其ノ搜輯亦容易ノ
業ニアラス今ヤ幸ニシテ右等ノ材料ヲ整理公刊シテ本局竝世間有志者ノ
研究資料ニ供スルコトヲ得ルニ至レリ但是等材料調査ノ方法ハ得テ其ノ
詳ナルヲ知ルヘカラスト雖概シテ不備ヲ免レス就中後編ノ材料ニ至テハ
其ノ例言ニ述フルカ如ク遺憾ノ點少ナカラサルヲ以テ此ノ書ノ數字ヲ使

目 次

用セントスル者ハ最モ慎重ノ注意ヲ要スヘシ

本局ニ於テ從來從事セル帝國人口統計資料中其ノ靜態ニ關スル材料ノ編纂ハ本編ヲ以テ一段落トス而シテ是等ノ材料ニ據リ研究セル結果ノ公示ニ至テハ之ヲ他日ニ期ス

此ノ他本局ニ於テ嘗テ維新以來人口靜態及動態ノ調査ニ關スル法規類ヲ編輯セルモノアリ今附錄トシテ之ヲ本編末ニ掲ク

此ノ書前編ノ編纂ハ本局審査官高橋勝弘後編ノ編纂ハ同審査官相原重政專ラ之ヲ擔當セリ又曩ニ明治四十一年末帝國人口靜態統計ノ附錄第二編トシテ公ケニセル材料ノ編纂ハ初メ高橋、相原兩審査官之ニ著手シ爾後故内閣屬村重俊、樋舊内閣屬西田稔同小椋文五郎及現任内閣統計局技手濱田富吉等之ヲ擔當シ而シテ附錄ノ編輯ハ相原審査官之ヲ擔當セリ今ヤ本編ノ刊行ニ際シ茲ニ之ヲ附記ス

大正元年十一月

内閣統計局長 法學博士花房直三郎識

第一編

明治五年體性及職業別有業現住人口.....	29*
明治六年體性及職業別有業現住人口.....	14*
明治七年體性及職業別有業現住人口.....	26*
明治八年體性及職業別有業現住人口.....	36*
明治九年體性及職業別有業現住人口.....	46*

第二編

	頁
東京府.....	2
京都府.....	4
大阪府.....	6
神奈川縣.....	8
兵庫縣.....	10
長崎縣.....	12
新潟縣.....	12
埼玉縣.....	14
群馬縣.....	16
千葉縣.....	16
茨城縣.....	18
栃木縣.....	20
奈良縣.....	22
三重縣.....	22
愛知縣.....	24
静岡縣.....	26
山梨縣.....	26
滋賀縣.....	30
岐阜縣.....	32
長野縣.....	36
宮城縣.....	36
福島縣.....	38
岩手縣.....	38
青森縣.....	40
山形縣.....	42
秋田縣.....	43
福井縣.....	44
石川縣.....	46
富山縣.....	48
鳥取縣.....	48
島根縣.....	50
岡山縣.....	52
廣島縣.....	56
山口縣.....	56
和歌山縣.....	58
德島縣.....	60
香川縣.....	62
愛媛縣.....	64
高知縣.....	64
福岡縣.....	66
大分縣.....	69
佐賀縣.....	70
熊本縣.....	72
宮崎縣.....	74
鹿兒島縣.....	74
沖繩縣.....	76
北海道.....	76

附錄 人口統計材料ニ關スル法規類ノ目次ハ同部ノ編首ニ附ス

第一編

地方職業別有業現住人口

自明治五年至同九年

例　　言

本編掲タル所ノ明治五年乃至同九年、有業現住人口ハ内務省戸籍局ニ於テ調製
上申セル全國縣分戸籍表ニ據リ同表中本籍人ニシテ本籍地ニ現在スル者ノ職業ヲ
掲ケタル職分表ノ人口ヘ同一ノ業名ニ依リ分チタル他管轄ヨリ寄留表ノ人口ヲ加
ヘタルモノトス

明治五年ハ正月二十九日ノ調他ハ各年トモ一月一日ノ調ナリ但明治五年ノ數中
開拓使ハ同六年一月琉球藩ハ同年二月ノ調ニ據リ初ヒタル數ナリ又同六年ノ琉球
藩ハ同年二月佐賀縣ハ同年三月二十五日ノ調ナリ

各年ノ數中地方ニ依リ農工商雜業等男ノミニテ女ナキモノ及雇人ナキモノ(入寄
留)ニ縣ニシテ醫師ノ女數十八乃至數百人ノモ又醫師一人モナキモノ等アリ此他
開拓使ノ外漁業ナク琉球藩ニ商人ナク九州南部各縣ニ從者ノ夥多ナル等疑フヘキ
モノ少ナカラスト雖總テ原書ニ據ル

製表上二三ノ職業ヲ合算セシモノアリ一々之ヲ表末ニ説明ス

有業現住人口

